

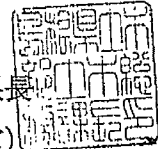
土 総 第 7 4 7 号

平成30年1月29日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部土木総務課長

(建設産業対策室)

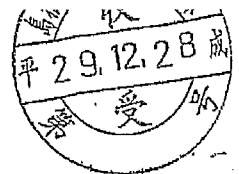


「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について
このことについて、別添（写）のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課
長から通知がありましたので、お知らせします。

記

○ 主な改正点

- ① 現行のW点は、合計値マイナスの場合は0点として扱われるが、W点のマイナス値を認めることで、社会保険未加入企業や法律違反等への減点を厳格化します。
- ② 防災協定を締結している場合（W3）、現行15点を20点の加点へと拡大し、地域貢献の評価を拡充します。
- ③ 建設機械を保有する場合（W7）、現行1台につき加点1（最大15点）であるところ、1台目を5点加点とし、加点テーブルを見直す（最大加点は変わらず）、また、加点の対象とする大型ダンプ車について、土砂等の運搬の用に供するための事業用自動車（マル営）を加え、地域防災活動への貢献を評価します。なお、確認方法は、改めてお知らせします。
- ④ 平成30年4月1日以降申請があったものから新基準を適用します。
- ⑤ 再審査請求は平成30年4月1日から120日間（平成30年7月29日まで）の期間に受付となりますが、7月29日は休日になりますので翌日の平成30年7月30日（月）までとなります。



国土建第300号
平成29年12月26日

島根県土木部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課



「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について

今般、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成29年12月26日付け国土交通省告示第1196号）が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本件改正は、「建設産業政策2017+10」の提言を踏まえ、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化、地域力の強化の観点から防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大及び建設機械の保有状況の加点方法の見直しを行うものである。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から適用する。

平成20年1月31日国総建第269号
経営事項審査の事務取扱いについて (通知)
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 その他の審査項目 (社会性等) について (告示第一の四関係)</p> <p>(1)～(6)</p> <p>(7) 建設機械の保有状況について</p> <p>イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令 (昭和29年政令第294号) 別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクタ・ショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第131号) 第2条第2項に規定する大型自動車 (以下この(7)において単に「大型自動車」という。) のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同法第3条第3項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則 (昭和42年運輸省令第86号) 第5条第1項に規定する表示番号指定申請書 (記載事項に変更があつた場合においては、同法第2項に規定する申請事項変更届出書) に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けているもの (以下「大型ダンブ車」という。) 並びに労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号) 第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン (略)</p>	<p>I (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 その他の審査項目 (社会性等) について (告示第一の四関係)</p> <p>(1)～(6)</p> <p>(7) 建設機械の保有状況について</p> <p>イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令 (昭和29年政令第294号) 別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクタ・ショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第131号) 第2条第2項に規定する大型自動車の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの (以下「大型ダンブ車」という。) 並びに労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号) 第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン (略)</p>

(8) ~ (9) (略)

4 ~ 5 (略)

5 ~ 2 (略)

II ~ IV (略)

別紙

I ~ 3 (略)

4 その他の審査項目 (社会性等) の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から9までに掲げる建設業の営業継続状況 (営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況 (監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況又は若年の技術職員の育成及び確保の状況 (若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況) については、告示の別表第六から別表第十六までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ〜ルの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数 (アの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ〜ルの点数の合計点数」という。) に応じて、アの算式によって算出されるその他の審査項目 (社会性等) の評点を与える。

イ〜ロ (略)

ハ 防災協定締結の有無の点数
(告示の別表第八関係)

区分	(1)	(2)
点数	20	0

二〜ト (略)

チ 建設機械の保有状況の点数
(告示の別表第十三関係)

(8) ~ (9) (略)

4 ~ 5 (略)

5 ~ 2 (略)

II ~ IV (略)

別紙

1 ~ 3 (略)

4 その他の審査項目 (社会性等) の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から9までに掲げる建設業の営業継続状況 (営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況 (監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況又は若年の技術職員の育成及び確保の状況 (若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況) については、告示の別表第六から別表第十六までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ〜ルの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数 (アの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ〜ルの点数の合計点数」という。) に応じて、アの算式によって算出されるその他の審査項目 (社会性等) の評点を与える。その他の審査項目 (社会性等) の評点が0に満たない場合は0とみなす。

イ〜ロ (略)

ハ 防災協定締結の有無の点数
(告示の別表第八関係)

区分	(1)	(2)
点数	15	0

二〜ト (略)

チ 建設機械の保有状況の点数
(告示の別表第十三関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点数	15	15	14	14	13	13	12

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
12	11	10	9	8	7	5	5

(16)
0

リ～ヲ 略
5 (略)
別記 (略)
別添 (略)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点数	15	14	13	12	11	10	9

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
8	7	5	5	4	3	2	1

(16)
0

リ～ヲ 略
5 (略)
別記 (略)
別添 (略)

○国土交通省告示第千百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 齋藤 健

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。

一〜三 (略)

四 その他の審査項目 (社会性等)

1〜6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況 (自ら所有し、又はリース契約 (審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。)) により使用する建設機械抵当法施行令 (昭和二十九年政令第二百九十四号) 別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第百三十一号) 第二条第二項に規定する大型自動車 (以下この7において単に「大型自動車」という。)) のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第三項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則 (昭和四十二年運輸省令第八十六号) 第五条第一項に規定する表示番号指定申請書 (記載事項に変更があった場合において、同条第二項に規定する申請事項変更届出書) に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第三条第二項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号) 第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数 (以下「建設機械の所有及びリース台数」という。) をいう。)

8・9 (略)

改正前

第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。

一〜三 (略)

四 その他の審査項目 (社会性等)

1〜6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況 (自ら所有し、又はリース契約 (審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。)) により使用する建設機械抵当法施行令 (昭和二十九年政令第二百九十四号) 別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第百三十一号) 第二条第二項に規定する大型自動車のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号) 第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数 (以下「建設機械の所有及びリース台数」という。) をいう。)

8・9 (略)

附 則

この告示は平成三十年四月一日から施行する。

経営事項審査の改正について



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

今後の建設産業政策の方向性

業界内外の連携による働き方改革

- 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する
- ・働き方に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、普及状況に留意しつつ、働き方に関する国等の認定制度の取得を評価
 - 経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

業界内外の連携による生産性向上

- 書類を簡素化する
- ・許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化
- ・生産性向上に関する評価の充実
 - 経営事項審査において、企業における生産性を測る指標を評価項目として設定

多様な主体との連携による
良質な建設サービスの提供

- 不正が行われない環境を整える
- ・法律違反への対応の厳格化
 - 法律違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化

地域力の強化

- 地域に貢献する企業を後押しする
- ・地域貢献に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し
 - 経営事項審査において、維持や除雪の実績の経営規模評価への反映

『建設産業政策2017+10』に示された方向性と改正案

今後の建設産業政策の方向性

業界内外の連携による働き方改革

- 働く人を大切にする業界・企業があることを「見える化」する
- ・働き方に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

- 不正が行われない環境を整える
- ・法律違反への対応の厳格化
 - 法律違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化

地域力の強化

- 地域に貢献する企業を後押しする
- ・地域貢献に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し

方向性を受けた経審の改正

①W点のボトム撤廃

現行のW点は、制度上、合計値がマイナスとなつた場合は0点として扱われる（マイナス点数として扱われない）が、W点のマイナス値を認める（ボトムを撤廃する）ことにより、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化。

※「W1：労働福祉の状況」、「W2：民事再生法又は会社更生法の適用の有無」及び「W4：法令遵守の状況」に影響

②防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大

防災協定を締結している場合（W3）、現行15点の加点であるところ、20点の加点へと拡大

③建設機械の保有状況の加点方法の見直し

建設機械を保有する場合（W7）、現行1台につき加点1（最大15点）であるところ、1台目を加点5とし、加点テーブルを見直し（最大15点は変わらず）

①W点のボトムの撤廃(社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化)

改正の背景・目的

○ 経営事項審査においては、これまでも社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図るため、社会保険未加入企業の社会性(W点)における減点措置と、その厳格化を行ってきたところ。

<~H20>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ・賞金不払件数(自己申告)
- ⇒それぞれ15点ずつ減点(計45点)



<~H24>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ30点ずつ減点(計60点)



<H24~現在>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険未加入
- ・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ40点ずつ減点(計120点)

○ また、平成20年4月には、企業活動における法令遵守の状況を適切に反映できるよう、建設業法に基づき行政処分を受けた場合に減点評価をしている。

改正の概要

社会性等(W点)における点数の算出方法を、以下の通り見直す

現行制度上、「社会性等(W)の合計(右表のA)が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず(ボトムを撤廃し)、マイナス値であっても合計値のまま計算する

- ・社会保険未加入企業への減点措置を厳格化し、より一層の加入促進を図る
- ・法律違反に対する減点措置を厳格化し、不正が行われない環境を整備する

W点の評価項目	最高点(現行)	最低点(現行)	最低点(改正案)
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-120
雇用保険未加入	0	-40	-40
健康保険の未加入	0	-40	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40	-40
...
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-60
...
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	-60
...
W4: 法令遵守の状況	0	-30	-30
...
合計(A)	202	0	-210
W評価(A × 10 ÷ 200)	1,919	0	-1,995

総合評定値(P) = 0.25X₁ + 0.15X₂ + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W

②防災活動への貢献状況の加点幅の拡大

改正の背景・目的

- 国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者は、災害時の24時間待機など自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている。
こうした建設業者の「地域の守り手」としての活動を評価すべく、平成18年5月より、国、特殊法人等又は地方公共団体と、災害時における建設業者の防災活動について定めた防災協定を締結している建設業者を社会性（W点）において加点評価している。

改正の概要

防災活動への貢献の状況（W3）による評価点数を、以下の通り見直す

現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「防災協定を締結している場合に20点の加点評価」と改める

W点の評価項目	現行		改正案	
	有	無	有	無
W3: 防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)	15	0	20	0


 建設業者の「地域の守り手」としての役割の評価を拡大し、こうした企業を将来にわたって後押しする

③建設機械の保有状況の見直し

改正の背景・目的

- 地域防災への備えの観点から、平成22年10月より、災害時に使用される代表的な建設機械について、所有台数に応じて社会性（W点）において加点評価している。平成27年4月には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を受け、評価対象とする建設機械を一部拡大している。
- 一方、企業によっては災害時に使用する建設機械を購入すると経営状況（Y点）が低下し、結果として総合評定値（P点）が低下してしまうなど、W点での評価が建設機械保有へのインセンティブにながっていないケースもある。
- また、大型ダンプ車については、現行は自家用のものが加点対象となっていないが、建設企業が主として建設業の用途に使用し、災害時に活躍する大型ダンプ車の中には、営業用に区分されているものも存在している。

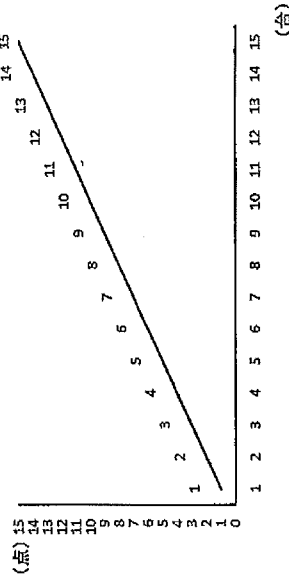
改正の概要

建設機械の保有状況（W7）による評価方法を、以下の通り見直す

- ① 加点テーブルを見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する。

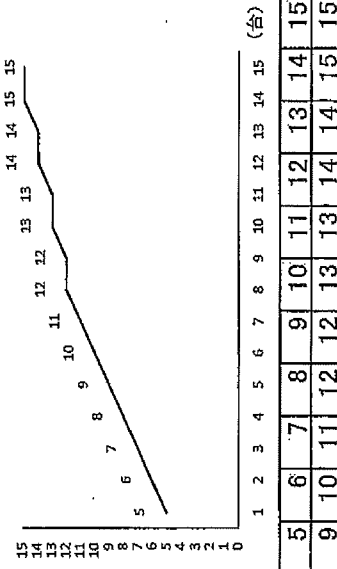
【現行制度】

1台につき加点1
(最大15点)



【改正案】

少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価
(最大15点)



- ② 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割を評価し、こうした企業を将来にわたって後押しする